

平成24年11月 5 日



社団法人

全日本不動産協会神奈川県本部 御中

神奈川県警察本部
刑事部組織犯罪対策本部
暴力団対策課長



暴力団対策法改正に伴う連絡体制の強化について(依頼)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素から暴力団排除活動に格別なる御尽力と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび平成24年10月30日付で「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の一部を改正する法律が施行となり、金融業会、証券業界、建設業界、不動産業界等において暴力団排除活動が進展する中、取引を拒絶したにもかかわらず、更に威力を示して不当に取引を要求する行為を規制するなど、規制範囲の拡大がなされました。

本改正法の実効を期するため、貴会会員のみなさまと更なる連絡体制を強化し、暴力団員による不当要求の実態解明に努めて行きたいと考えております。

つきましては、本改正法により拡大された不当な要求行為を列記いたしますので、関連情報がございましたら、是非当課職員にご相談いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 改正法により規制拡大された不当要求行為

- (1) 金融機関に対する口座開設要求行為
- (2) 証券会社等に対する証券等取引要求行為
- (3) 宅地建物取引事業者に対する不動産取引要求行為
- (4) 建設業者に対する建設工事要求行為
- (5) 暴力団の組行事に用いられるおそれがある施設に対する施設利用要求行為

2 参考資料の同封

上記の不当要求行為につきまして参考資料を同封いたしますので、ご相談の際の参考としてください。

3 相談先

〒231-8403

横浜市中区海岸通二丁目4番

神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課

暴力団排除対策室(暴力団排除第1班) 連絡先 045-211-1212(内線4531~6)

お知らせ

暴力団対策法が
改正されました



平成24年10月30日、暴力団対策法が改正、施行されました。
既に新聞等で報道されていますが、ここでは直接皆さんに
関係する部分についてお知らせします。



～暴力団との取引を拒む一定の業者に対し、不当に取引を要求する行為を禁じ～

～暴力団対策法第9条の禁止行為に、次の項目・行為が加えられました～

1 金融機関に対する口座開設等の要求

例 銀行等において、暴力団組員が口座開設等の金融取引を要求し、これを拒否したところ、暴力団の威力を示して不当に取引を要求されたような場合は、中止命令を発出して要求をやめさせます。

2 証券会社に対する証券等取引要求

例 証券会社窓口において、暴力団組員が株式購入目的で口座開設を要求し、これを拒否したところ、暴力団の威力を示して不当に取引を要求されたような場合は、中止命令を発出して要求をやめさせます。

3 宅地建物取引事業者に対する不動産取引要求行為



例 不動産、宅地建物取引事業者等に対し、暴力団組員が土地建物の売買や賃貸等の不動産取引を要求し、これを拒否したところ、暴力団の威力を示して不当に取引を要求されたような場合は、中止命令を発出して要求をやめさせます。

4 建設業者に対する建設工事要求行為

例 建設業者等に対し、暴力団組員が建設工事を行なうように要求し、これを拒否したところ、暴力団の威力を示して不当に取引を要求されたような場合は、中止命令を発出して要求をやめさせます。

5 暴力団の組行事に用いられるおそれがある施設に対する施設利用要求行為

例 結婚式場、斎場、ホテル等の集会施設に対し、暴力団組員が当該施設を利用させるよう要求し、これを拒否したところ、暴力団の威力を示して不当に施設利用を要求されたような場合は、中止命令を発出して要求をやめさせます。

警察は、暴力団排除を推進する事業者を守ります。不安な点はすぐに相談してください